

協議 1

会長の選任について

秋田市地域公共交通協議会設置要綱第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。

本来であれば、会議の場において自薦又はご推薦をいただくところですが、書面での開催となったことから、事務局案として、前会長を推薦するものです。